

中小企業の事業主の皆さんへ!

がんばっている皆さんを支援します!

中小企業金融円滑化法について

1

東西銀行

店の売上げが落ち込んでいます。返済の相談に乗ってもらえませんか。

もちろんです。「中小企業金融円滑化法」の施行を受け、当行では、返済のご相談に従来以上に前向きに対応しております。もう一度、経営状況を点検し、経営改善の見直しを立て、返済の計画を見直しましょう!

相談窓口



2

東西銀行

御社は新メニュー開発や仕入れコスト削減を積極的に行っておられますね。それでは、返済期間を延長し、一緒に経営を改善していきましょう!この機会に、他行からの借入れも相談してみませんか。

3

南北銀行

わかりました。東西銀行と連携して、当行でも、返済期間を延長しましょう!



中小企業金融円滑化法の概要

- 中小企業金融円滑化法により、金融機関は、中小企業や住宅ローンの借り手の申込みに対し、できる限り、条件変更等を行うよう努めます。
- また、金融機関は、他の金融機関・政府関係金融機関・信用保証協会等とも連携し、条件変更等を行うよう努めます。

(本法に関するお問い合わせ) 金融庁 03-3506-6000(代表)



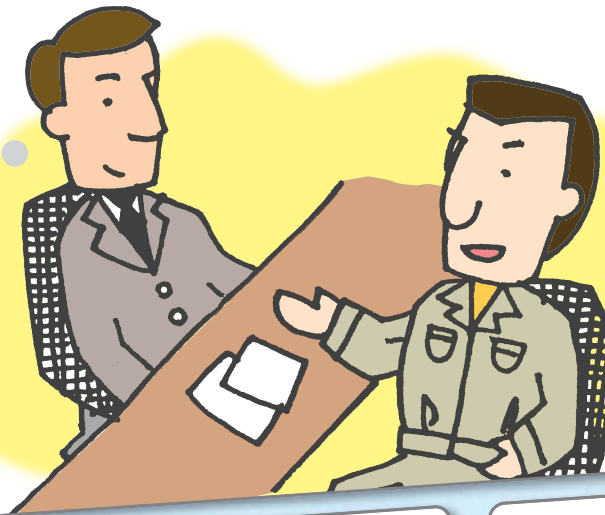
金融検査マニュアル・監督指針の見直しについて

この会社は技術力があるので、時間をかければ経営が改善すると思うんだけど…。

受注が激減しており、できるだけ早く返済条件を変更して欲しいのですが…。

東西銀行

1

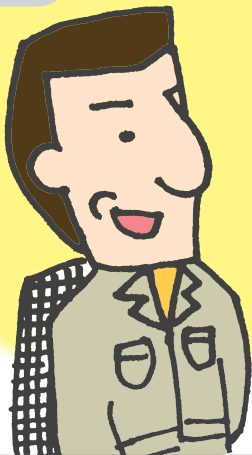


ありがとうございます！
ごさいます！

これからは…

御社には技術力があるので、経営改善計画を作ることは可能でしょう。
先に返済条件を変更し、時間をかけて一緒に計画を作ってくださいませよう！

3



残念ながら、経営改善計画がないので、すぐに返済条件は変更できません。

これまでなら…

2



金融検査マニュアル・監督指針の改定内容

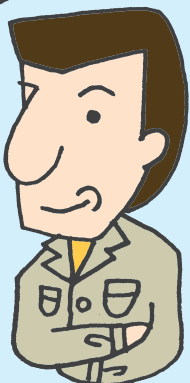
● 貸出条件緩和債権（不良債権）の取扱いの見直し

条件変更等を行う際に、経営改善計画等がなくても、最長1年以内に計画等を策定することができる見込みがあれば、不良債権となりません。

● 金融機関のコンサルティング機能の重点的な検証

金融機関に対する検査・監督において、中小企業への経営相談・経営指導等、コンサルティング機能を発揮しているかを重点的に検証します。

（金融検査マニュアル、監督指針に関するお問い合わせ） 金融庁 03-3506-6000（代表）



金融円滑化 Q&A

Q1 「中小企業金融円滑化法」によって、金融機関からの借入れについて、「貸付条件の変更等」を受けられると聞きましたが、どのようにすればよいのですか。

A まずは、ご利用の金融機関にご相談ください。金融機関と今後の経営改善計画、返済計画を検討した上で、その実現に必要な貸付条件の変更等を行うことになります。また、経営改善計画がなくても、1年以内に計画を策定できると見込まれば、先に貸付条件の変更等を行った上で、金融機関と一緒に計画の検討を行うこともできます。

Q2 「貸付条件の変更等」とは、元本の返済猶予を意味するのですか。

A それだけではありません。元本の猶予以外にも、例えば、返済期間の延長や、旧債の借換え、デット・エクイティ・スワップ(債務の株式化)など、債務の弁済負担の軽減を行うすべての措置が含まれます。ご利用の金融機関にご相談ください。

Q3 金融機関に「貸付条件の変更等」を申し込みましたが、応じてもらえませんでした。もうあきらめるしかないのでしょうか。

A あきらめる必要はありません。他の取引金融機関や、信用保証協会等に相談してみましょう。中小企業金融円滑化法は、各金融機関が、他の金融機関や信用保証協会、政府関係金融機関等との連携を図るよう求めています。

Q4 「貸付条件の変更等」を受けたことを理由に、今後、新規融資を断られることはありませんか。

A そのようなことはありません。個別の融資は各金融機関が借り手の信用力等を踏まえて判断しますが、金融庁も、貸付条件の変更等の履歴があることのみを理由に新規融資を拒絶することがないよう、金融機関に対する検査・監督で検証していきます。

Q5 政府関係金融機関等にも「貸付条件の変更等」を申し込むことができますか。

A お申し込みできます。政府関係金融機関や信用保証協会に対しては、従来から、貸付条件の変更等に柔軟に対応するよう監督官庁が要請を行っています。また、セーフティネット貸付や緊急保証制度など、新規融資につながる制度も使えます。

金融円滑化のため、政府はできる限りの支援を行います。借り手の方々を応援するため金融機関の皆さんにも協力をお願いします。



そして、中小企業の皆さんのがんばりも重要です。皆で力を合わせ、困難を乗り越えましょう！

困ったらどこに相談すればよいのですか？

- ① まずは、ご利用の金融機関営業店にご相談ください。
- ② また、各金融機関本部には「貸付条件の変更等に係る苦情相談窓口」が設置されますので、営業店の対応がご不満の場合等にご利用下さい。
- ③ さらに、各金融関係団体が設置する苦情相談窓口、金融庁の情報受付窓口(裏面参照)もご活用下さい。

